

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十八号

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の4の(三)中「家畜検査手数料」を「豚熱予防液管理手数料、家畜検査手数料」に改め、同表の二の4中(四)を削り、(五)を(四)とし、同表の二の5中「次に掲げるもの」を「パーキング・チケット発給手数料」に改め、同表の二の5の(一)及び(二)を削り、同表の二に次のように加える。

11 奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年十二月奈良県条例第十九号）に基づく手数料のうち、提出資料の写し等の交付に係る手数料

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。